

令和 6年 4月 1日

岡山県立玉野光南高等学校長
延 兼 稔

令和6年度 岡山県立玉野光南高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動（26部）

男子（14部）：陸上競技、サッカー、野球、ハンドボール、バレーボール、バスケットボール、水泳、卓球、柔道、剣道、テニス、ソフトテニス、バドミントン、フェンシング

女子（12部）：陸上競技、ハンドボール、バレーボール、バスケットボール、水泳、卓球、柔道、剣道、テニス、ソフトテニス、バドミントン、フェンシング

2 目 標

- （1）競技力向上を目指しながら、運動能力の伸長、精神面での成長、合理的な理論を身に付け、スポーツの振興に寄与する人材を育成する。
- （2）集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性等を身につける。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

（1）休養日

- ・原則、週当たり2日以上。ただし、設定が困難な場合は1日以上。
原則、土日のいずれかを休養日とするが、活動場所の都合でその限りではない場合がある。
- ・試合期等により1日以上休養日をもうけることができない場合は、違う週に休養日をもうけることとする。
- ・定期考査の1週間前からは活動中止とする。ただし試合前等の理由がある場合は全教職員共通理解のもと、短時間活動できることとする。

（2）活動時間

- ・平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし（特に休業日に）練習試合や合同練習等を行う際は時間を延長する場合がある。その際は事前に生徒・保護者に通知することとする。
- ・下校時刻を厳守する。（19時00分完全下校）

（3）遠征、合宿等

- ・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに、管理職へ報告する。

（4）大会参加

- ・大会参加は、高体連・高野連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

（1）部活動顧問会議（研修会の実施等）について

- ・年度初めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
- ・部長会、部活動集会を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

（2）部費の取扱いについて

- ・部費等、取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし適切に管理する。
- ・決算報告については、管理職に提出し、保護者に報告する。

（3）その他

- ・顧問は活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握するとともに、共通理解に努める。
- ・保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、理解と協力を得るように努める。